



Membres de l'Ordre du Mérite Agricole au Japon

フランス農事功労章協会 (MOMAJ)

MOMAJ

(Membres de l'Ordre du Mérite Agricole au Japon)

フランス農事功労章協会会則

<2021年7月改定>

第1章 総則

(名称)

第1条 当協会は、フランス農事功労章協会と称し、フランス語で「Membres de l'Ordre du Mérite Agricole au Japon」とし、略称を「MOMAJ」(モマージュ)とする。

(事務所)

第2条 当協会は、主たる事務所を東京都港区芝5-13-11 日本エスコフィエ協会メゾンオノ内に置く。

(目的)

第3条 当協会は、日本国内においてフランス農事功労章受章者が日本の様々な分野におけるフランス食文化の振興に関連する事業の推進に努め、ボランティア精神をもってフランス食文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 当協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フランス食文化の振興に関する講習会、講演会等の開催
- (2) フランス食文化の振興に関する賞味会、研修会のイベント
- (3) フランス食文化を通じた味覚教育に寄与する事業
- (4) その他当協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 当協会の会員は、次の3種とする。

- (1) 受章者会員 当協会の目的に賛同するフランス農事功労章を受章した会員
 - (2) 法人会員 当協会の目的に賛同する法人会員
 - (3) 個人会員 当協会の目的に賛同する個人会員
- 2 当協会が組織する部会の事業において協賛する法人または個人を都度会員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会が別途定める入会申込書により、会長宛てに申し込むものとし、理事会の承認があったときに会員となる。

(会費)

第7条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。但し、事業年度の途中に

退会する者については、その事業年度内において納付義務が発生する会費を支払う義務を免れない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (2) 会員の地位を利用して私利を図り、又は関係先等から不当な金品を受け、若しくは求め若しくは供応を受けたとき
- (3) 当協会の活動以外で許可なく当協会の名称を使用または表示したとき。また、当協会の許可なく当協会の活動であると誤認させる活動をしたとき
- (4) 当協会に関する一切の情報及び会員の個人情報を他団体や当協会以外の活動主体及び第三者に開示・提供をしたとき。また、他団体の配布物への引用、会員名簿の流用行為があったとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事15人以内
- (2) 監事 2人以内
- (3) 理事のうち1人を代表理事とする(以下、代表理事を「会長」と呼称する)。

(選任等)

第12条 理事は、理事会において受章者会員の中から選任される。

- 2 それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 監事は、会員の中から理事会が推薦し、総会において選任される。監事は、この協会の理事又は職員を兼ねてはならない。
- 4 会長は、理事の中から理事会が投票により選出し、総会において承認される。
- 5 理事会は、職務遂行のため理事の中から次の役員を置くことができる。副会長及び事務局長の選任は、会長が推薦し、理事会の過半数の賛成により承認される。
 - (1) 副会長 4名 以内
 - (2) 事務局長 1名

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、この会則の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この会則の定めるところにより、当協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、副会長の中から会長代理を理事会において選任し、選任された副会長が会長の業務を代行する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理する。
- 5 事務局長は、事務局を統括し、業務を遂行する。

(監事の職務及び権限)

第14条 監事は、理事の職務の執行及び会計を監査し、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期等)

第15条 理事の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長の任期は原則として2年2期とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠のため、又は増員により就任した理事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 理事は80歳に達した最初の事業年度の末日を超えて就任することは出来ない。

5 監事の任期は原則として2年2期とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(3) 第10条に定める除名事由に該当する行為があったとき

(報酬等)

第17条 役員は原則無報酬とする。

2 当協会が行う事業において役員が講師を務める場合には、理事会で別に定める報酬及び費用規程に従い、必要経費を支払う。

3 役員には、その職務を執行するために要した費用を支払うことができる。

4 前3項に関し必要な事項は、理事会で別に定める「出張旅費規程」及び「報酬及び費用規定」に従い支払う。会則及び別途規定に定めのない事項に関しては、事前に会長の承認を受け支払い、理事会に報告するものとする。

(取引の制限)

第18条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、事前に理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当協会との取引

(3) 当協会がその理事の債務を保証すること、その他その理事以外の者との間における当協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第4章 会議

(種別)

第19条 この協会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、受章者会員、法人会員、個人会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 監事の選任と解任
- (2) 会長の承認
- (3) 会則の変更
- (4) 解散及び合併
- (5) 事業計画及び予算並びにその変更の承認
- (6) 事業報告及び決算の承認
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(総会の招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第25条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会の決議は、会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の過半数が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 3 各会員の議決権は会員1名(法人会員の場合は1つの法人)につき1個とする。
- 4 やむを得ない理由により総会が開催できない場合、また総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的記録をもって表決し、又は他の会員を代理人として議決権を委任することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事1名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この会則に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 会員の承認及び除名
- (2) 業務執行の決定
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 理事の選任及び解任
- (6) 副会長及び事務局長の選任及び解任
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、会議の都度出席理事の中から選出する。

(理事会の議決)

第33条 理事会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 3 各理事の議決権は、理事1名につき1個とする。
- 4 やむを得ない理由により理事会が開催できない場合、または理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって表決し、又は他の理事を代理人として議決権を委任することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した理事2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、この会則に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

(創始者名誉会長・終身名誉会長・名誉会長・名誉理事)

第36条 当協会に、創始者名誉会長、終身名誉会長、名誉会長及び名誉理事を置くことができる。

- 2 当会の創始者である、故 嶋村光夫氏を創始者名誉会長とする。
- 3 当協会の会長を務め、協会の発展に対し多大な功績が認められる者に対し理事会の承認を得たのちに終身名誉会長となることができる。任期は無期限とする。
- 4 当協会の会長を務めた者は理事会の承認を経たのち名誉会長となることができる。任期は2年とし再任を妨げない。

- 5 名誉理事は当協会の理事経験者の中から、特に功績の大きかったものに対し、会長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 終身名誉会長、名誉会長及び名誉理事は、会長の諮問に応え、理事会または総会において意見を述べるができる。ただし、理事会の議決権を有しない。
- 7 終身名誉会長、名誉会長及び名誉理事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(部門の設置)

第37条 理事会で決定した業務を円滑に行うため部門を置く。

- (1) 事務局
 - (2) 管理部門
 - (3) 事業部門
- 2 各部門には部門長を置く

(事務局の役割)

第38条 当協会に、事務を円滑に処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、会計・広報・会員管理を行う
- 3 事務局は事務局長が統括する
- 4 事務局長はフランス大使館との連絡・折衝を担当する

(管理部門の役割)

第39条 当協会に総務・財務を担当する管理部門を置く。

- 2 総務として契約関係や内規の策定や見直しを行う
- 3 財務として予算の策定や管理を行う
- 4 部門長及び担当理事は、総会の開催における業務を事務局と協力して執り行う

(事業部門の役割)

第40条 協会の目的を達成するため事業部門を置く

- 2 部門長は全ての事業を統括する

(部会の設置)

第41条 第40条の事業を実行するため下記の部会を置く

- (1) 味覚教育部会
 - (2) テロワールアカデミー部会
 - (3) 講習会・講演会部会
- 2 理事会で決議された事業についての具体的取り決め及び予算額の決定を行い総会の承認後、その実施を事務局と連携し行う。
- 3 部会は、事業実施後、その結果及び収支を理事会に報告する。

第5章 会計

(事業年度)

第42条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この協会の事業計画及びこれに伴う活動予算は毎事業年度ごとに作成し、総会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の承認を経て追加または更正ができる。但し1件10万円を超えるものに関しては別に定める稟議規程に基づき、事前に会長及び財務担当理事の承認を得た上、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 この協会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに作成し、会長の決裁後、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 会則の変更、解散及び清算

(会則の変更)

第46条 この会則は、総会における会員の半数以上であって、会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 当協会は、総会における会員の半数以上であって、会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 当協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当協会と類似の事業を目的とする他の団体又は地方公共団体等に贈与するものとする。

第7章 雑則

(細則)

第49条 この会則の施行について必要な規定は、理事会の決議をもって定める。